

工業高校、専門学校、企業等の連携における I T人材の育成に向けた検討委員会設置要綱

(設置)

第1 都立町田工業高校等において、専門学校等の高等教育機関やI T関連企業等と連携した、I T人材育成のための新たな教育プログラムを開発、実施していくに当たり、東京都教育委員会に「工業高校、専門学校、企業等の連携におけるI T人材の育成に向けた検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 検討委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討し、その結果を東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

- (1) 現状課題や社会的要請等に関する分析、調査
- (2) 工業高校、専門学校、企業等が連携して実施するI T人材の育成のための共通理念等
- (3) (2)に掲げた事項を達成するための考え方や教育の方向性、連携の在り方等
- (4) 連携事業を実施していくための基本的枠組みに関すること
- (5) その他の検討を要すること

(検討委員会の構成)

第3 検討委員会の委員は、東京都教育庁(以下「教育庁」という。)関係者、都立町田工業高等学校関係者、外部有識者(専門学校関係者、I T関連企業関係者)のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

2 検討委員会の委員が不在のときは、その職務を代理するため、第4に掲げる委員長の承認を経た得た上で、不在の委員が指名する者をもって充てることができる。

(委員長及び副委員長の職務及び代理)

第4 検討委員会に委員長を置き、教育監の職にある者をもって充てる。

2 委員長は委員会を主宰し、会務を総括する。

3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5 委員会の設置期間は、検討を終了するまでの期間とし、目安として概ね令和2年3月31日までとする。

(庶務)

第6 検討委員会の庶務は、教育庁都立学校教育部高等学校教育課(計画担当)及び都立町田工業高校が担当する。

(作業部会)

第7 検討委員会に、専門的事項を調査検討するための作業部会を置く。

- 2 作業部会の部会委員は、関係者、都立町田工業高等学校関係者、外部有識者（専門学校関係者、IT関連企業関係者）のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。
- 3 作業部会には部会長及び副部会長を置くものとし、部会長には都立学校教育部ものづくり教育推進担当課長の職にある者を、副部会長には指導部高校教育改革担当課長の職にある者をもって充てる。
- 4 作業部会での専門的事項の調査検討に当たり、部会長は、教育庁内関係所管課及び関係機関との調整を図るものとする。
- 5 作業部会は部会長が招集する。
- 6 作業部会の庶務は、検討委員会の庶務を行う者が兼ねる。

(意見聴取)

第8 検討委員会は、必要に応じて委員以外の学識経験者等の意見を聴取することができる。

(会議及び会議記録)

第9 検討委員会の会議及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、個人情報等を取り扱う場合などにおいては、非公開で実施する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。